

## 建設業者の皆様へ

### 一般競争入札における1者入札参加の取扱いの変更について

建設工事の一般競争入札においては、適正な競争確保を目的として、平成21年7月から入札参加者が2者に満たない場合は、入札執行を中止するものとしていますが、入札不調の増加による事業進捗の遅延を防止するため、入札参加条件において県外本店まで含めた地域要件とする場合は、地域要件を拡大する余地がないことから1者入札参加を有効として取扱い、下記のとおり変更することとします。

#### 1者入札参加の取扱いについて

##### 【現行】

- ・当初公告において入札参加者が2者に満たない場合は、入札執行を中止する。
- ・再公告において入札参加者が2者に満たない場合においても、入札を執行する。

##### 【変更】

- ①参加条件（地域要件）において営業所の所在地区分が県外本店（支店区分を設けている場合を除く）を含む場合（今回変更）
  - ・1者入札参加を有効とし、入札参加者が2者に満たない場合においても、入札を執行する。
- ②参加条件（地域要件）において営業所の所在地区分が市内本店又は県内本店の場合及び支店区分を設けている場合（今回変更なし）
  - ・当初公告において入札参加者が2者に満たない場合は、入札執行を中止する。
  - ・再公告において入札参加者が2者に満たない場合においても、入札を執行する。

一般競争入札の 所在地区分	当初公告		再公告	
	現行	変更	現行	変更
主たる営業所が 県外を含む場合 (支店区分を設けて いる場合を除く)	× (中止)	○ <u>(執行)</u>	○ (執行)	
上記以外	× (中止)	× (中止)	○ (執行)	○ (執行)

※特定建設工事共同企業体の対象工事については、代表構成員の参加条件（地域要件）において営業所の所在地区分が県外本店（支店区分を設けている場合を除く）を含む場合、1者入札参加を有効とする。

※令和5年4月1日以降に入札の公告を行う工事から適用する。